

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高知県高岡郡四万十町

2 構造改革特別区域の名称

四万十町どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

高知県高岡郡四万十町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

四万十町は、平成 18 年に窪川町、大正町、十和村の 2 町 1 村が合併して生まれた町である。位置は、高知県中西部の四万十川中流域にあり、東南部は土佐湾に面し、西北部は愛媛県との県境に接している。町域は、東西 43.7km、南北 26.5km、総面積 642.06 km²であり、淡路島を越える面積の 87.1%を林野が占めている。東部の高南台地に広がる 2,000ha の農地には、稲作を中心に様々な農作物が生産されている。

(2) 気候

気候は、年間平均気温 15 度、年間降雨量 2,500mm 程度と、温暖で雨が多い地域である。また、県下最大の面積を持つ本町は、山間部と海岸部では、冬場の最低気温が大きく異なるなど、気候風土も変化に富んでいるほか、標高 230m の高南台地は昼夜の寒暖の差が激しく、その温度差が深い霧を生んでいる。海岸部は、年間を通して温暖な気候であるが、山間部は比較的涼しく、年に 3~4 回の積雪がある。

(3) 人口

人口の推移は、国勢調査によると昭和 35 年には 38,584 人、平成 17 年には 20,527 人と、減少の一途をたどっている。15 歳~30 歳未満が全人口に占める割合は、昭和 60 年では 13.42% だったが、平成 17 年には 10.43% まで減少し、65 歳以上の人口が全体の 35% 程に達するなど高齢化が進んでいる。

(4) 産業

町の産業は農林水産業を基幹とし、自然環境を活かした観光にも力をいれている。林業では、559.06 km² の林野で杉や檜を主体に植林しており、良質の木材である「四万十ヒノキ」や「四万十スギ」の産地として知られ、自然環境に配慮した作業道（四万十式作業道）を活用し振興に努めている。農業では、耕地面積 2109.4ha と中山間地域としては比較的広い農地を有し、全国的にも評価の高い「仁井田米」や生姜、ニラ、ミョウガが生産されている。

水産業では、中・小型まき網や定置網などを中心にシイラ、イワシ、アジ、サバ、ビンナガなどの回遊魚を、淡水では鮎、ウナギなどを漁獲し、都市部への食材供給の役割を果たしている。

観光面では、四万十川での川遊びや農家民宿での田舎暮らし体験、原生林でのハイキングなど、グリーンツーリズムの振興を図っている。また、四国八十八番札所の「岩本寺」、良好な泉質の「松葉川温泉」、環境省が選定する「快水浴場 100 選」に認定された「興津海水浴場」など、豊富な地域資源を有し、毎年多くの観光客が訪れている。

本町では、第一次産業への依存度が高いことから、生産性の向上と担い手の確保が課題となっており、また、第二次産業や第三次産業では小規模経営が多いことから、所得水準は低く、新たな産業の創出が期待されている。

(5) 特色

本町の特色は、「山と人の暮らし」、「川と人の暮らし」、「海と人の暮らし」が密接に関わりを持っていることであり、平成 21 年 2 月には、四万十川流域が国の「重要文化的景観」に選定された。「重要文化的景観」とは、地域独特の気候や地形を背景に、長い歴史の中で営まれた地域の人々の生活や産業によって造り出された景観のことで、今回の選定は、川と共に育まれた文化が今も生活に息づいているということを物語っている。また、太平洋に面した興津地区では、一本釣漁や延縄漁、マグロ漁やシイラ漁など、多彩な漁法を継承し漁を行っているほか、全国的にも珍しい土用竹（ホウオウチク）の竹垣のある家や、勇壮な祭りなど、古来ゆかしい風習や伝統文化が今も大切に受け継がれている。このように、本町は多彩な生活文化を見て体験できる貴重な地域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

四万十川流域が「重要文化的景観」に選定されたことで、川を取り巻く景観や培われた文化全てに価値があるということが認識された。地域に暮らす者が自分達の暮らしに誇りを持ち、豊富な地域資源の価値を見つめ直し活用していくことが地域の活性化につながる。

昔から米作りが盛んな本町には、明治時代には窪川地区だけでも 8 軒の酒蔵があり、大いに賑わっていた。お酒は今も昔も人と人をつなぐ潤滑油として、地域住民にとって欠かせないものであり、お酒をとおして「お客をもてなす心」が育まれたといえる。おいしいお米を作るには、おいしい水が不可欠である。清流四万十川で育まれた本町で採れるお米はまさに地域資源であり、そのお米でつくる濁酒の製造は、地域資源を最大限に活用する手段といえる。

本町には、現在 9 軒の農家民宿があり、それぞれ体験メニューを用意して、都市住民との交流を図っている。四万十川での川遊び体験など、地域ならではの体験メニューが子供連れの家族から人気を得ているが、これに濁酒の提供が加わることで、農家民宿の魅力が高まり、大人だけでも楽しめる新しい田舎体験メニューの開発などへの活用が期待できる。

今後、濁酒造りをきっかけに、農家レストランや農家民宿の開業が増えることで、より多くの観光客を受け入れることが可能となる。地域住民と観光客との関わりが深まることで交流の輪が広がり、更にリピーターが増えることで地域の活性化につなげる。

また、本町では、季節の折々に様々なイベントが開催されている。春はアメゴ釣りなどを楽しむ「びんびまつり」やこいのぼりシーズンに行われる「よってこい四万十」、夏は田んぼで楽しむ「どろんこ運動会」や川の恵みの祭典「四万十大正あゆまつり」、秋は収穫を祝う「西部地区産業祭」や「台地祭り」、食の祭典「米こめフェスタ」や紅葉の中で行われる「もみじまつり」など、その内容は多彩である。これらのイベントにあわせて、新たな特産品としての濁酒を広く周知することにより、更なる交流人口の拡大を図る。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 農家民宿での「質の高いおもてなし」の提供

グリーンツーリズムの推進により、全国各地でたくさんの農家民宿が誕生している中、問われるのは農家民宿の「質」である。それは特別なことではなく、訪れた方に、その土地らしい心のこもった「おもてなし」をすることが大切である。本町には、長い歴史の中で育まれた生活文化があり、大地の恵みであるお米には、この土地で暮らし農業を営んできた生産者の真心が込められている。真心がこもったお米で造られた濁酒をおもてなしの一つとして活用することで、本町でしか体験できない心に残る旅の提供に努める。併せて、農家民宿自体のサービスを向上させるため、マナー研修や起業支援を行い、「質の高いおもてなし」を目指す。

(2) おいしい食材を全国へ

本町は、米どころとして全国的にも高い評価を受けているが、まだまだ知名度が低く、今後、広く周知を図っていくことが課題である。

新しい特産品となる濁酒と併せて、原料となっている本町のおいしいお米を全国へ情報発信し、販路を広げることで消費拡大を目指す。そのためには、地域で開催されるお祭や農家民宿での提供を通して、より多くの人に本町のできたてのお米を味わってもらうことが必要である。

(3) 交流人口の増加による長期滞在者・移住者の受入れ

イベント等の交流事業により、旅行者が本町を訪れる機会を増やし、食文化等のここにしかない生活の良さを体験してもらうことでファンやリピーターを増やし、最終的には移住者の確保を目指す。交流が活発化することで本町の良さを知ってもらう機会が増え、移住者が出てくることは、人口が減少している集落にとって、地域の活性化につながるだけでなく、移住者が本町の産業及び集落の新たな担い手となることが期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町では、急速な高齢化により、集落全体の存続が危ぶまれている。このような中、濁酒の提供を中心とした農家民宿や農家レストランの開業が進むことは、衰退する集落を活気づけるきっかけとなる。休耕田を農業体験のために利用し、宿泊者が米作りを手伝い、そこで収穫されたお米でつくった濁酒と一緒に本町の郷土料理を提供する。このようなおもてなしの積み重ねが町内の農産物の消費と利用拡大を促し、農業の活性化につながる。

小さな集落へ人を呼び込むことで、交流活動が活発化し、滞在型観光へ広げることにより、農業経営の安定と確実な経済的効果が期待できるほか、特区認定を起爆剤として、その効果を町全体に波及すれば、雇用の創造や地域の活性化にもつながる。さらに、地域住民と交流を深め、本町に魅力を感じた交流者の定住につながれば集落衰退の歯止めとなる。

(1) 新規起業の促進

区分	現在	平成 23 年目標	平成 25 年目標
農家民宿による濁酒製造件数	0 件	1 件	3 件
農家レストランによる濁酒製造件数	0 件	1 件	2 件

(2) 交流人口及び滞在人口の増加

区分	平成 20 年実績	平成 23 年目標	平成 25 年目標
交流人口（観光客数）	8 1 1, 8 7 8 人	8 5 0, 0 0 0 人	9 0 0, 0 0 0 人
滞在人口（宿泊客数）	2 2, 8 3 6 人	2 3, 0 0 0 人	2 4, 0 0 0 人

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

（1）各種イベントとの連携

地域のイベントである「びんびまつり」、「どろんこ運動会」、「もみじまつり」、「西部地区産業祭」などで新たな特産品となる濁酒を広く周知するほか、友好都市（熊本県山鹿市、岡山県高梁市）との交流事業においても活用に努める。また、本町を応援していただいている全国の関係者（東京四万十会等）への情報発信や毎年東京で開催される四万十町展での広報など、広く周知を図ることで誘客に努める。

（2）新たな農業体験メニューの開発

農家民宿での体験メニューの中で、観光客自らが田植えや稲刈りなどに携わり、作ったお米を原料とした濁酒提供ができるよう、新たな農業体験プログラムの構築を支援する。

（3）濁酒を使った新たな特産品の開発

濁酒を原材料とした新たな特産品の開発に官民が協力して取り組み、観光拠点施設や直販所での販売を目指す。新たな特産品の販売が広がることは、本町の濁酒の知名度向上にもつながる。

（4）ホームページを活用した情報発信

ケーブルテレビやインターネットを活用し、広く情報発信を行う。

（5）農家民宿・農家レストランの開業支援

濁酒の提供を目的とした農家民宿や農家レストランの開業を支援するため、必要な知識や情報を周知するための説明会を開催。

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場の場において飲用に供する業（農家民宿、農家レストラン）を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米（自ら生産した米に順ずるものとして財務省令で定めるものを含む）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高知県高岡郡四万十町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストランを営む農業者が、自ら生産した米（自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域に新しい特産品を生み、濁酒を目当てとした来訪者が増えることで都市交流が活発化するほか、これを機に様々な交流事業を開催するなど、地域住民の自発的な取り組みや農産物の活用が広がることで、地域の活性化にもつながることから、当該特定措置の適用は極めて必要であると考える。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。